

平成30年第20回教育委員会定例会  
(10月15日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成30年10月15日(月)午前10時05分から午後0時07分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	樋口 清秀

説明のために出席した事務局職員

事務局次長	田中 充
庶務課長 兼事務局副参事	小澤 隆
学務課長	山田 安宏
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	福田 兼一
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	吉本 由紀
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 児童保育課

ア 小規模保育施設の開設について

(2) 中央図書館

イ 中央図書館所蔵郷土資料(貴重資料)の館外特別貸出について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 指導課

イ 台東区立学校における働き方改革プラン「中間のまとめ」について

### 3 その他

午前10時05分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成30年第20回台東区教育委員会定例会を開会いたします。  
本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日の会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

## 日程第1 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 児童保育課 ア

矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

はじめに、児童保育課のアについて、児童保育課長、説明をお願いします。

児童保育課長 それでは、協議事項、小規模保育施設の開設について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

小規模保育施設の整備については、通年公募を実施しているところですが、今回は2件の提案について、今後開設に向けて進めてまいりたいと考えております。

まず、項番1、公募による提案の概要です。(1)、(仮称)みつな保育園です。開設予定日は平成31年4月1日、所在地は、雷門二丁目1番10号となります。定員は1歳から2歳で、10名を予定しております。構造・延床面積は資料のとおりです。運営事業者は特定非営利活動法人サンキッズジャパンで、都内で認可外保育施設1園を運営している事業者です。

(2)、シンシア保育園です。開設予定日は、平成31年4月1日、所在地は台東四丁目17番2号となります。定員は0歳から2歳で19名を予定しております。構造・延床面積は資料のとおりです。運営事業者は株式会社ユニマツマミー&キッズで、区内で共同型家庭的保育事業施設1園、都内で認証保育所1園を運営している事業者です。なお、今回の提案は、区内の共同型家庭的保育事業からの移行という形になります。

恐れ入ります。資料の2ページをご覧ください。シンシア保育園の所在地は地図のとおりでございます。

項番の2、提案の審査でございます。(1)、審査日は、平成30年10月9日ございました。

(2)、審査方法です。審査委員会でご協議いただきまして、今回から、審査方法を変更しております。これまで、複数者の提案を比較検討して1者を選定する場合の審査方法を準用してまいりました。しかしながら、ここ最近では、複数提案の競争ではなく、提案それぞれについて、認可施設としてふさわしいかどうかの審査形式となっております。

これまでの審査方法においても、一定の得点率のボーダーラインを設けることで、保育の質の確保はされていたところですが、しかしながら今後も複数者の競争ではなく、提案・

個別の審査が続く状況が想定されることから、より実情にあった、ふさわしい審査方法について、審査委員会においてご協議いただきました。

その結果、現在では、区内に比較できる同じような種類の施設が存在することから、良好な運営をしているとされる他の施設を参考として、同水準であれば、それを標準点、60%とし、それ以上であれば選定することといたしました。

(3)、審査委員につきましては、資料のとおりです。

恐れ入ります。資料の3ページをご覧ください。(4)、審査結果でございます。得点については表のとおりで、2者とも標準点を上回っているので、選定いたしました。

項番3、今後のスケジュールです。本件については、12月に開催される区議会子育て支援特別委員会に報告予定でございます。

協議事項の説明は以上でございます。ご決定いただきますようお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 前者のほうですけれども、この定員で大体、先生は何人配置をされる予定ですか。

児童保育課長 専任の園長が常勤1名、保育士が常勤3名、非常勤3名、あと調理員が2名となっております。

樋口委員 定員10名で。

児童保育課長 はい。

樋口委員 これ単純に計算すると、一人の月の保育料、区が補助しているとして、1人幾らになりますか。十何万。

児童保育課長 月額だったら、後程確認いたします。

合計で大丈夫ですか。

樋口委員 合計でいい。年間の。

児童保育課長 年間で。はい。委託収入としまして、10名丸々入りますと、年間が2,540万円程の収入となります。

樋口委員 それで、園長一人と、常勤3名及び非常勤入れて、今、非常にほかの民間との格差が非常に大きくて、かえって生活できないんじゃないかという。ひと月の給料が、いわゆる30歳どころか40歳を超えても20万前半でしか払えないという、この辺、これは区の条例及び区のルールだとそうなんです、もう下手すると、我々がブラック企業をつくっているのではないかと。保育士が足りないということの一方で、この金額で、わずか10人で、園長先生1人と常勤3名及び非常勤3人、あとは、栄養士も入れるでしょう。というので、栄養士さんを入れると、4人の常勤者に、皆さん1年に幾らくらいもらっているのかというのが心配ですが、下も同様なのですけれど、それで後ろを見ると、前者のほうの法人経営状況について、半分を割っているわけです。60点が満点ですから。すると、大丈夫なのかと思うわけで、ましてや、公共性もそうですし、類似の運営の実勢云々もそんなに高い点ではないという。

ですから、少ないから、足りないから保育園をつくりましょうという話と、昨今、あちらこちらで、この間も裁判が、和歌山でしたっけ、園長が20分目を離れたすきに子供が亡くなった、ゼロ歳児が亡くなったという裁判がありましたけれども、そういった窮屈な経営は、かえって保育の環境を悪くしてしまうので、この辺、今の課長の説明で、今までの評価から違うんだという、この、応募してきたこの事案だけでやりますと、それで他との関係でという話になると、当然この60点満点中、24という数字でもオーケーが出るという。これは将来的に、もし経営が悪くなったら、途中でという話になりかねないですよ。経営上の問題で。だから、その辺しっかり経営の根拠が明らかにされたほうがよろしいかなとは思いますが、その辺はどうですか。

児童保育課長 審査会の、その提案資料の中にも、運営後の収支計画書というのを出示していただいております。その中に、先程申し上げました収入と、あとは人件費、その他の支出経費等を収支計画という形で提出をいただいております。

その内容を見ると運営はして行けるということでの審査委員会のご判断はいただいているところでございますが、区としましても、開設後、このような計画に沿った形の運営ができているかは、適宜確認をしてまいりたいと考えております。

樋口委員 今まで私、質問しなかったのですが、こういう業者の資本状況というのは、一応はみんなチェックをされているのですか。

児童保育課長 経営状況につきましては、審査員の中にも中小企業診断士の方がいらっしゃって、その経営的なご評価はいただいております。

樋口委員 もし経営的に詰まっても、資本が補填できるということは、診断士がいらっしゃればそうかなと思いたしますが、大丈夫かとは思いますが。

児童保育課長 当面の運営資金ということでは、例えば自己資金ですとか、そういった面での確認もさせていただいております。

樋口委員 私は違うところで、日本政府の、いわゆる、ある市場参入の件で、企業のこの診断はやっているんですよ。そのときに、必ず資本状況の出し入れはここ5年のものを見て、これでやっていけるだろうという、これは信書便のサービスですから、これは途中で投げていたら大変なことになるので、5年分を見てやっておりまして、確かに経営が大丈夫だという終始の見通しプラス、これまでの経営状況で、資本の積み立てがどれくらいあるかという。もしここで赤字になった場合にはどれだけ耐えられるかというところについては、一応見えていますけれども、その辺は、ここは1期だけでいいんですかね。

児童保育課長 審査会の場に出てくる資料は、直近3期分の経営状況を見させていただいてご了解いただくということになります。

樋口委員 なるほど。

以上です。

末廣委員 私も、今のと同じことなので、質問しようと思ってたんですが。

やはり、法人の経営状況とかは、点数が非常に低いですよ。あるいは、類似施設の運

営実績も非常に低いということは、審査員の方々が非常に不安といいますかね、を覚えたのではないかと思うのですが、その点はどのようなのでしょうか。

児童保育課長 このA者さんにつきましては、冒頭の説明でも申し上げましたように、区内で認可外施設を1施設だけ運営しているというところでございます、この間の他の事業者から比較すると、やはり実績としては類似施設の運営などは少ないような状況で、こういった評価点になったところでございます。

運営後は、区としても、認可施設になりますので、巡回指導ですとか、あるいは指導検査の中でもいろいろ、保育についての適切な指導はしてまいりたいと考えております。

垣内委員 一つ質問させていただきたいと思うのですが、先程の経営状況なのですが、一般の、普通の株式会社ですね。今、利潤をきちんと出して、その回転率とか、利益率とか、通常の経営基準を適応することで判断できるものと、これ、特定非営利、NPO法人ですよ。NPOさんとか財団さんとか、公的な役割を担っているところは、少なくとも、私の知っている文化の分野では、非常にその利益を目的としているわけではないので、また利益が出たときは繰越しているし、分配しないというようなものですから、そこが一般的な会社の経営判断の基準と、ちょっと基準を当てはめると、非常に評価が低くなってしまうことが往々にしてあるのですけれども、今回の場合は、どういう形でこの法人の経営状況をご判断されたのでしょうか。一般的な経営判断、株式会社などの経営判断基準をそのまま適応されたのか、それとも、もっと違うやり方だったのでしょうか。

児童保育課長 今回の財務状況の判断につきましては、2者とも同じやり方でやっております。つまり、例えば、自己資本比率の判断ですとか、あるいは売上高に対する営業利益率の数字ですとか、指標的なものは同じ、株式と同様の指標をもって審査をしたというところがございます。

高森委員 先程、今年から審査の仕方を変えたということで、標準点を算定するに当たって、サンプリングを幾つかしていらっしゃるのですよね。区内の。そのサンプルというのは、具体的にどのレベルの水準のものなのか。要するに、その標準点を定めるにあたって、レベルの高いところの保育所のデータをサンプルにすると、当然厳しい審査結果になると思うのですけれど、今、どの水準に当てているのかというのを教えていただきたいのですが。

児童保育課長 そこはなるべく、区内の特にある程度標準となるものを。今回、具体的には3園、資料としてお出しさせていただいたのですけれども、特に偏りがないように、良好とされているところを、基準の資料としてお出しさせていただいたというところではあります。

高森委員 それは、例えば、利用者からいろいろと評価をいただいているような保育施設ということでしょうか。それとも、ほかの何か基準でそのサンプルをとったか。その基準。

児童保育課長 特にその利用者のお声というところではなくて、事務局のほうで、区内

の小規模施設の状況を確認させていただいて、評価を。例えば先程の類似施設のところも、ものすごく多い施設を持っているところもあれば、あるいは、もう少ない実績のところもあればという形で抽出をしたということですね。

高森委員 そのこの抽出の段階で、いろいろなバイアスがかかったりしないほうが、本当はいいのでしょうけれど、難しいですね。

標準点、どういうふうサンプルをとったのかなというのが気になったものですから。

樋口委員 この小規模というのは、いわゆる定員の一定の人数は、ここで10という数字ですけど、これに対するスペースというのは、あまり考えないのですか。小規模だからそこから辺は考えなくていいという。

児童保育課長 認可基準がございますので、一人当たりの面積基準は設けられております。

樋口委員 そこを、3平方メートルですよ、大体。60平方メートル。60.43ですから、ここに事務所なんかを入れると、子供のスペースが本当に。まあ、乳幼児ですからいいのかなという話ですけど、2歳児になると結構動き回ることがあるだろうと思って、非常に狭い、ここは表側が大きな、何通りでしたっけ、桜橋中学に行く、大きな通りですよ。で、裏側が公園で。公園で遊ばばなかなかいいところだろうと思うのですが。3点いいですか。

児童保育課長 面積基準で申し上げますと、ゼロ歳・1歳が、一人頭3.3平方メートル、2歳児が1.98平方メートルということになりまして、面積基準は満たしている案件となっております。

樋口委員 ぎりぎりじゃない、これ。60.49だから、10で割っちゃうと。

児童保育課長 保育室の面積で申し上げますと、こちらの10名の定員の園につきましては、1歳と2歳が合同の保育室という形になっておりまして、有効面積は28.02平方メートルの保育室となっております。

高森委員 今度、個別の事案ではなくて、区全体を俯瞰していただいて、現在小規模保育施設、区内に続々とでき上がっているところなのですけれども、区内全体の各施設の稼働状況とか、利用状況とか、その辺は何%くらいを目指しているかというのはわかりますか。概算でいいので。

児童保育課長 新設園ですと、やはりどうしても2歳があまり入らないという状況はございます。ただ、盛り上がりがありますので、開設翌年度以降は、ほぼいっぱいになるという状況です。やはり、ゼロ・1の需要は多いので、それが持ち上げれば埋まるというような感じです。

高森委員 2歳児だけは、どうしても最初のスタート時点がなかなかないという。

でも、それなら、かなり利用されているほうですね。いっぱいいっぱい利用されている感じですか。

児童保育課長 そうですね。小規模保育施設もほぼ利用はされているという認識であり

ます。

末廣委員 先程説明があって、その選抜方法が変わって、得点率、従来は70%でしたよね。それが60%に下げたというのは、先程のご説明でちょっとわかりにくかったのですが、その10%下げた理由というのは。

児童保育課長 10%下げたというよりも、審査方法を変えて、基準の区内の保育所のレベルと同水準であれば、採点が5段階評価でやっているもので、同水準であれば、普通という、真ん中の点数になるんですが、そうすると、6割が得点できるということでございますので、そういった形で標準点を設けたということなんです。

樋口委員 追加で。一昨日かその前か、私の教え子が来まして、実は雷門に住みましたと。彼は京都出身なんですけれどね。なんであそこにしたのかと言いましたら、虎ノ門に大きな金融センターが、虎ノ門ヒルズですけど、あそこの従業員は、こちらに住んだほうが朝座って行けると。彼もここから座って行くために、銀座線で虎ノ門に行くのに、ここがいいのだと。それで、虎ノ門にいる人達は、かなり台東区に住みますと。今私の教え子、3人、全部地方出身ですけど、住んでいます。びっくりして、どうして君らはという話をしたら、虎ノ門で今はあそこに大きな高層ビルが3軒建っていて、いわゆる年俵が高い人達はあのすぐ隣に住むのですが、少し、まだこれから子育て等の人達はみんなここに住んでいると言いますので、ますます、まさに保育園のニーズも高くなると。あっちの影響がこっちにくるといふ。

高森委員 築地の影響は出ますかね。

末廣委員 そういう流れがあるんですね。

樋口委員 はい。ですから、おもしろい流れで、ああそうかという話では、かなり皆ここを狙っていて、もうとにかく、賃貸は、なかなか仲間でも、あなたはどこに住んでいますかと言うと、合羽橋の通りの裏側に住んでいて手頃だと言っていましたね。

樋口委員 座って行かれるからいいんですって。それが乗り換えなしなので。で、銀座線は頻繁に出るので。それで、あまり遅れがないらしいんですよ。

矢下教育著 つながってないからですね。銀座線は他に。

末廣委員 あそこはあんまりそうですね。

樋口委員 私のところみたいに、すぐもう何かするというのとはわけが違うので。みんなこっちに来ると言いますので。

高森委員 交通量などは世の中の変化でどんどん変わりますからね。

樋口委員 だから、後は築地にもし、ああいう金融センターを立てると、今度は日比谷線のあれが。日比谷線は奥から来ますけれど、銀座線はここが始発駅なので、勤め先としてですね、タクシーで来るにもそんなに大した料金じゃないですし、生活は便利だしという話をしていますのでね。その流れも我々、この学校施設については、チェックしなくてはいけないなど。こうやって、来ますよ、来ますよという。若い人が。だから人口が逆に増えて来る。マンションができればそれだけ。今までは蔵前橋だったのですけれど、今は

虎ノ門ができたので、銀座線が。渋谷からの始発ですけど、渋谷はあれで住むわけにもいかないなので、こっちだという。

末廣委員 都心を通ってくるんですね。

樋口委員 はい。それで銀座にもすぐ行けるといふ。もう答えられないところなのですから。

矢下教育長 小規模について、いろいろなご指摘をいただきました。

それでは、児童保育課のAについては、協議どおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 中央図書館 イ

矢下教育長 次に、中央図書館のイについて、中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 それでは、中央図書館所蔵郷土資料の館外特別貸出について、ご説明いたします。資料をご覧いただきたいと思ひます。

中央図書館が所蔵する郷土資料のうち、複製ではない貴重資料を外部に貸し出しすることについて、台東区立中央図書館郷土資料取扱要綱の規定により、本教育委員会にお諮りするものでございます。

項番1、申請者は、墨田区にある、たばこと塩の博物館でございます。

項番2、会場でございますが、同博物館、2階特別展示室でございます。

項番3、対象資料でございます。1点目が、野々山緋山、「武蔵第一名所角田河絵図竝故跡附」、こちらは浅草を中心とした水彩画でございます。続きまして、歌川国貞、「浅草奥山四季花園真景 其二」、こちらは大判錦絵三枚続のものでございます。以上2点でございます。

項番4、貸出期間は、平成31年1月20日から3月20日でございます。

項番5、展覧会名は、「江戸の園芸熱 浮世絵に見る庶民の草花愛 」でございます。

項番6、会期は、平成31年1月31日から3月10日でございます。

項番7、企画の趣旨でございますが、現在、たばこと塩の博物館のある地域には、花に関係のある名所が数多くありまして、浮世絵などを介しまして、江戸時代に開かれた花名所などを紹介するものでございます。

項番8、保険・輸送でございますが、保険は相応の保険に加入する予定でございまして、また、輸送に関しましても、学芸員の立会いのもと、美術品輸送専門業者が梱包、輸送を行います。

項番9、展示・警備につきましては、機械警備及び巡回監視を行います。また、展示ケースの温湿度は一定に保ち、資料に影響を与えない照明を用いるとのことでございます。

説明は以上でございます。承認賜るよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 図書館がお持ちのすばらしい資料をですね、ほかの美術館に貸し出して、いろいろな方に見ていただくという、とてもいいことだと思うのですが、せっかくお持ちのコレクションを、台東区民の方にいろいろな形で見ていただくということも、重要なことだと思います。もちろんその展示の仕方とか、専門家の手当が必要だとか、いろいろあるかと思うのですが、区内にもミュージアムがございますし、そういったところとの連携事業みたいなことはお考えになったことはあるのでしょうか。

中央図書館長 連携事業自体は、まだ、今は考えてはいないんですが、実際に区民の方にご覧いただけるような工夫を今後やってまいりたいと思っております。例えば、図書館の中の2階に郷土資料室というのがあるのですが、1階でもある程度上の内容がわかることとか、それから、一般区民の方に、こういった資料が手元にありますよということをお知らせしていきたいとは考えてございます。

垣内委員 ありがとうございます。

樋口委員 その件ですけれど、今、このご時世ですので、ITを使って、随時画面で見られるようにしておけば、一々大きな移動でとか、保管の管理をいろいろ費用をかけてということとは別個に、区民の方がアクセスすればこういう資料がという、2次、3次資料を見るようにしないと、原画だと、なかなか出し入れも含めて大変だと思うので、画像で見せるように、もし工夫されたら、もっと容易に区民の方が見られるのではないかと。そういうふうな工夫ができれば、していただけるといいかなと思うのですが。

中央図書館長 現在、浮世絵とか絵はがきを何百点も、それから写真もあるので、昔の、49年と現在とか、そういった比較した写真等をインターネットのほうで、今データベース公開をしております。検索で画像も見られるようになっているのですが、コピーできない形でお見せする形になってしまっていて、ですので借りたい場合は、また申請をしていただくという形をとってございます。

樋口委員 それは区民のみですか、一般。

中央図書館長 インターネットですので、皆さん。ホームページからご覧いただけます。

樋口委員 そうですか。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、中央図書館のイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

( 1 ) 庶務課 ア

矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、本年9月分の区長への手紙等にかかる、教育委員会の対応について、ご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

まず、学務課取扱1件でございます。小学校の学区域について、今年、上野小学校の1年生は3クラスになりましたが、平成小学校、松葉小学校は人数に余裕があるので、各学校が適正な人数になるよう、柔軟な通学区域の変更をしてほしいというご要望でございました。

続きまして、児童保育課取扱分は3件ございます。まず、下段、1件目でございますが、保育園について、お子さんが小規模保育園に通っており、来年の3月に卒園予定で、現在2人目をご妊娠中だということで、4月までは育児休業中ですが、4月に仕事に復帰しなければ、お子さんが次の保育園に通えなくなるということで、小規模保育園に通っているご家庭についても、保育園同様に、育休中でも、継続して保育園に通えるようにしてほしいというご要望でございました。

1枚おめくりいただきたいと思います。続きまして、児童保育課上段の、同じような内容でございますが、やはり小規模保育園からの転園、保育制度についてということで、現在小規模保育園にお子さんを預けていらっしゃって、来年の3月に卒園されるということですが、来年の11月に第2子が生まれる予定で、母親は産休、育休を取得する予定であるが、現在の制度では、育児休業中のまま継続して別の保育園に預けることができないので、小規模保育園は通常の保育園と比較して不公平であるので、改善が必要ではないかというご意見でございました。

続きまして、児童保育課3件目でございます。保育園の勤務等証明書の記入事項についてです。保育園の勤務証明書記入事項が非常に多くて、業務の妨げになっていると。記入事項の削減を要望するという内容でございます。勤務時間等の計算は行政で処理し、証明書の作成事務を事業主に強制せず、保護者や、行政書士等による作成としてほしい。また、市区町村ごとに異なる様式を、全国共通の様式としてほしいということでのご要望でございました。

続きまして、生涯学習課は2件ございます。1件目が、台東区文化財報告書第二十三集についてということで、「御府内八十八ヶ所・弘法大師二十一ヶ寺版木」のところの、「鯨」という字が、魚への鯨ではなくて、違う字ではないかということで、訂正を求めるといった内容でございました。

もう一点が、今戸フェスタについてということで、今戸フェスタについて、今回はじめて参加して非常によかったと。祭りはそれぞれの地域の個性が出て長く続いていることは、やはり職員や実行委員会の方の配慮のおかげだということでの御礼の内容でございました。

続きまして、スポーツ振興課3件でございます。まず1点目が、清島温水プールについて、

温水プールで募集する監視員のアルバイトに応募したところ、面接官の方から、いろいろしゃべり方だとか、そういうご指摘を受けたところについて、ちょっと違和感を持ったということでその質問についてはいかなものかというふうな内容でございました。

続きまして、台東リバーサイドスポーツセンターの警備員の挨拶がなく、態度に問題があるのではないかと。

最後が、生涯学習センタートレーニングルームのトレーナーがトレーニングルームを無料で使用しているのを許可しているのかというような内容でございました。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応の9月分についての報告は以上でございます。

よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 一つ、お伺いですが、勤務証明書の記載というのは、やっぱりそれは、どこまで必要だということをご理解いただかないと、多い・少ないの問題ではないと思うので、こんなことはないと思うのですけれど、不正等々があったら公平性を欠くのでということでの透明性をちゃんとご理解していただいたほうが、多いから悪くて、少ないからいいということにはならないし、自己で報告すればいいというのは、皆さん何時というのはパスするにするとすると思うので、ここはちゃんとした対応で、なぜ必要なのかというのは明確にされるべきだと思います。

2番目に、この「あじ」は、「あじ」なのか「鯪」なのか、それは発音ですけど、これはちゃんと、やっぱり対応したほうがいいですね。

生涯学習課長 「あじ」の字については、平成9年に刊行したもので、当時の調査員が、もう既に退職しているということで、そこの辺の確認はしたのですが、確かに一定の資料の根拠に基づいて当時その表現をしたのではないかという面もありますので。また、いろいろ諸説あるのではないかとということもありますので、間違っているかどうかではなくて、改めてもう一度調査をさせていただきたいと思っております。

樋口委員 これもやはりちゃんとしないと。黙っていると誤解を生む可能性があって。ぜひお願いをしたいと思います。

児童保育課長 勤務証明につきましては、現在も、保育所の入所に必要な事項を事業者に記載してもらうということで、載っている項目は全て必要な項目でございますので、そこを改めて事業者のほうにもご協力を呼びかけていくということで。

樋口委員 それで、清島、リバーサイドですけど、たびたび私は、利用する側ではなくてお伺いして、清島ももう4回くらい、私は挨拶に言ったことがあるのですけれど、一般的に警備員とかの方が悪いのではなくて、何か行き違いがあるような感じがいたします。区民の方に、一生懸命、監視員の方も含めて、こういうふうに対応されているようなところは多々見られて、こういうケースは、たまに行き違いで区民の方の利用状況で、急いでいるとか、ついでに何か言っているときに、ほかの業務をやっていながら質問されたとき

に、ちょっと、こうですと言うのが印象が悪いという言い方をされるようなところは、清島プールの監視の、あそこは野村ですか。

スポーツ振興課長 はい、野村です。

樋口委員 彼に聞いたら、やはり、そうあると言うのです。こっちで対応しているのに、こっちから来て、ぱっとやると、ついででやっているのではないかという。だけど、こっちで質問をされているのですから、ちょっと待ってくれればいいのに、俺は忙しいとかです。あと、プールが夏になると暑いと言われて、冬になると寒いと言われて、あそこは温室プールですからいつも一定なんですけれど、湿度が高いので、動き出すと暑くなるし、動く前は非常に居心地が、秋とかは居心地がいいと思うのですけれど、この辺、きちんと、やはり情報のやりとりが、利用者に少し理解していただかないと、とは思うのですけれどね。

以上です。私は悪いとは思わないので。よろしくお願いします。

高森委員 保育園関係のことなのですが、2件程問い合わせがあって、確かにこれは、保護者からすると、死活問題になるような事柄だと思います。ただ、こういった個別の事例に対して一々特例でいろいろなことを認めることは、やはり教育委員会としては難しいと思いますし、ただ、その小規模保育施設等の地域保育施設に任せている面もありますから、この辺、うまくすり合わせながら進めていかなければいけないことだと思うのですが、利用者側からすれば、区としてある程度の基準をもう少し広げてほしいとか、そういった要望は出ているようで、そういったことは、議会のほうにはお話が出たりしましたでしょうか。

児童保育課長 今定例会の子育て支援特別委員会でも、この2件のご意見とほぼ同じご意見が議会からも出まして、たしかに、ここ何年かで小規模保育事業所がどんどん増えているということで、こういったケースが増えているというのは事実でございます。

こちら、区としましても、こちら辺の課題の認識は持っておりまして、既に該当者にはお知らせをしているのですけれど、次の4月からは、引き続き育休理由で、小規模卒で認可園に入園ができるということの運用の変更をしていくところでございます。

垣内委員 ちょっと質問を。清島温水プールのプール監視員の採用についての件ですが、これは職務の性質上、心と体が元気であることを確認するということのように、具体的などの辺りを基準とされているのでしょうか。

障害をお持ちの方と健常者の方、職務遂行に問題がなければ、障害の有無にかかわらず採用するということが一般原則ではないかと思うのですけれども、このあたりについて、もう少し詳しく教えていただけませんかでしょうか。

スポーツ振興課長 監視員ですので、もし、万が一溺れたときなどの対応のために、すぐさま対応できるようにというのを前提として、体と心がという言い方をしたということでした。

垣内委員 障害があっても、パラアスリートみたいに、多分、この職務遂行に問題がな

いケースもかなりあるのではないかと推測されるのですけれど、その配慮は、今後必要になるのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

スポーツ振興課長 心と体は元気ですかという、こういう言い方をしたということなのですけれども、特に、体に障害があるないとかではなくて、障害者の方でも健常者の方でも、すぐさま行動できるようなことであれば、今後、例えばそういう面接のときには、ちゃんと、そういうひいき目なしでといたしますか。それで、もちろん対応してまいります。

樋口委員 この指定管理者から聞いたことなのですけれど、まず、監視員の方の重要な話は、溺れたときの救命、救助と、身体的に呼吸困難とかで緊急に心臓マッサージをするという医療の対応を、それで運んで、救急隊員が来る前に移動するという、運ぶ、いわゆる肉体的な。あと、問題は、彼よりも私が提案したように、やはりちょっと問題は、同性愛の問題で、表面的には健常なのだけど、そういう場合には、とにかく非常に困るので、その辺は、しっかり、監視員の採用については、実行していますという言い方を私にはしましたけれど。

この辺が、一回問題が起こった場合には、教育委員会もある面では責任が出てくるので、見た目とかというよりも、やはりそういうのが最近非常に多いし、盗撮も含めてですね。だから、ここの辺をきちんとして、監視員としては、しっかりした人という言い方を野村のほうはしてはしまして、なかなか採用は難しいですよという言い方をしていました。

この間、直接行って、採用どうしていますかという話をしたら、そういう、いろいろな面で事があつたら一発で全員、区全体にも迷惑がかかるので、1業者の問題ではなくなるので、注意していますという言い方をしていましたので、この辺はしっかり。

ただ、人権を損ねるような質問というのはよくないので、その辺をどうとるかというのは、やはり、もし人権に配慮していない質問ならば、改善して、それはきちんとしなさいといけないというのはわかりますけれども、やはりあそこは非常に、いろいろな方が利用されるので。特に水着ですので、非常に難しい。陸上競技とはまた別の意味で監視員の活動はあるので、難しいということをしていました。

以上、聞いた話ですが、情報提供します。

末廣委員 面接する際に、そのいわゆる健康診断書みたいなのは提出させるのですか。応募者に対して。

スポーツ振興課長 面接の段階では、特に、その健康診断書の提出は必要なくて、採用する場合には提出を求めるとのことでございます。

高森委員 すごく気になるのですけれども、今の質問の、このスポーツ振興課取扱分の件なのですが、これ、職務の性質上、面接者全員に対して心と身体は元気ですかという質問をしたという報告があったということなのですけれども、これは、聞くべきことなのかなというふうに思うんですよ。心は元気ですかと聞かれたというふうに受けとめたこの人の意図はそこにあると思うのですね。この質問を受けたことによって、何か自分の心に病があるような印象に受けとられて、誤解されているとは思っているのですけれども、そういうふうに受け

とられてしまってもしょうがないと思うんです。この質問の仕方自体が、私は少し気になりますね。

だれだって心の中に少しは元気じゃない部分はあるわけですから、それを質問されるということ自体が、私は少し疑問に感じるのですけれど。質問の具体的な内容について、もう一度検討なさったらどうかと思います。

スポーツ振興課長 指定管理者のほうには、この件につきましては、協議してもらっています。

樋口委員 きちんと聞いたほうがいいですよ。しゃべり方から指摘されたら、最初に、ぼんと、あなたはと言ったんじゃないで、やっぱり表現で、面接のときに受け答えの中でちょっと違和感を覚えた場合の話でして、この点は明らかにしておかないと、監視員の方として仕事を遂行するのにどうかというのを言って、そこから先で、するとこっちは、受けるほうは疑っているわけですが、ここはきちんと、先程申し上げたように、人権上問題があるなら、これはやはりあってはいけない話で。

高森委員 一応全員にやっているというから公正にやっているような感じを受けますけれど、ただ、これは個別な事例を見ると、ちょっとわからないところがありますよね。

垣内委員 もっと言うと、こういうふうに、はい、元気ですという、言われた答えをうのみにするというのもあり得ないので、たぶん、この質問自体というよりは、もう少しそういうものを特定できるような、補助的な質問をしていったほうがいいような気がしましたが。ちょっとそこところは。

樋口委員 確かに、全員聞くのはおかしい話で、面接の受け答えの中から、あるところで、どういう性格的な問題があるかということ判断するのであって、全員に同じで言ったら全員元気ですという・・・ちょっと上の話と下の話で違うんですね。

高森委員 回答文がね。

樋口委員 答えが違う。

下は、どうも何か、あなたにやったわけじゃない、一般にやっていますと言い逃れているような感じがしていなくて、普通、これはないです、と思いますが。

スポーツ振興課長 直接面接した方に確認をしたのですけれども、心身ともという言い方をしようと思ったと。多分、そのときに、心と身体はという言い方をしてしまったというのは聞きまして、誤解を招くことのないようにというお話はさせていただきましたので、今後また、例えばマニュアルだったり協議をしていきたいと思います。

樋口委員 人権配慮の、区では最も重視しているところですから、そこは配慮していかないとまずいので、これはやはり区民に不信感を持たれたらまずいと思うんですね。都合が悪いと。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり承願います。

## (2) 指導課 イ

矢下教育長 次に、指導課のイについて、指導課長、報告をお願いします。

指導課長 それでは、台東区立学校における働き方改革プラン「中間のまとめ」についてご報告いたします。

本件は、6月の定例教育委員会にてプランを策定することと委員会の組織等についてご報告し、その後、7月より策定委員会を開催し、一定の方向性がまとまりましたので、中間まとめ案として委員会にご報告するものでございます。

資料4と冊子と、2つに分かれておりますけれども、資料4は、冊子の中の取組や事業などを項目として掲載してあるものでございます。資料4と冊子を交互に見るところがあるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

冊子のほうの構成について、簡単にご説明申し上げたいと思います。表紙から47ページまでが、プランの中身に当たる部分で、この後は本編というふうに申し上げますが、考え方や、現状の方向性をまとめたもので、なるべく1事業や1取組でページ区切りとなるような構成にしております。そして、48ページ以降が本年1月から2月にかけて学校園を対象に実施した勤務実態調査の結果と、一番後ろの紙の94ページから95ページまで、学校園における校長・園長と各教員との面接で教員から出てきた意見をまとめたもの、そして各学校園で開催される学校運営連絡協議会で出てきた意見を集約したものとなっており、これらを資料編と申し上げます。

また、恐れ入りますが、本編の3ページをご覧ください。下段のほうに注釈として、1から6までございますが、例えば3の箇所をご覧くださいますと、台東区公立学校教員勤務実態調査結果、84、85ページの云々とありますように、例えば用語や制度などの補足説明以外に、随所に資料編の調査結果や教員、地域、PTAの意見を補足として引用しております。

それでは、資料編の勤務実態調査の結果の中から主なものにつきまして、ご説明いたしますので、恐れ入りますが、この1枚べらの紙の裏面をご覧くださいたいと思います。こちらに主なものを掲載させていただきました。

まず、教諭等の、一週間あたりの在校園時間の結果の表がございしますが、上段が台東区、下段が東京都の調査結果となっております。なお、東京都では、幼稚園の調査は実施しておりません。ご覧いただくとおわかりのように、台東区は東京都の在校園時間を下回っております。ただし、台東区の調査は1月下旬から2月上旬に実施したのに対して、東京都は、6月下旬から7月中旬、いわゆる1学期末に実施しておりますので、資料の2番目の表にございましており、成績処理という特定の業務ですが、こちらにかかる時間が台東区は大きく下回っております。従いまして、単に台東区の教員の在校園時間は、東京都を大きく下回っていると判断することはできないかと思っております。

次の表3つ目ですが、在校園時間60時間以上と60時間未満の教員に焦点を当ててまとめたものがございします。ここで、東京都もそうなのですが、今後も出てくる数字、在校園時

間60時間がどのような意味を持つかについて、ご説明いたします。

厚生労働省が脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準というものを定めておりまして、その中で、2か月から6か月の任意の複数時期で、月80時間以上の時間外労働をした場合、業務と発症の関連性が強い、つまり、万が一その労働者が死亡に至った場合は、過労死ラインを超えていると判断する可能性が強く、その月80時間の時間外労働を週当たり、4で割ると、単純に週当たり20ですけれども、換算し、学校の勤務時間に当てはめると、概ね1週間に60時間学校園にいと、月当たり80時間以上の時間外労働になるのではないかとということで、60時間という数字が出てきております。

ちなみに、東京都が調査結果を発表した後の新聞などの見出しで、中学校教員の約7割が過労死ラインなどと報道されましたが、今、この三つ目の表の一番下、中学校の左から2番目、東京都の箇所が、68.3%になっていることをもって報じたものと思われま。

そこで、台東区の縦の列をご覧くださいますと、上から、幼稚園で20.9%、小学校で24.3%、中学校で43.1%となっており、小中学校ともに東京都を下回っておりますが、もし、東京都の調査と同時期、いわゆる、例えば学期末などのような繁忙期と言われるときに実施したとすれば、数値は上がるかもしれません。

また、多い少ないというよりも、厚労省が定める過労死ラインの認定基準を超えている教員がいるということ自体が課題とも言えます。

また、表の右側ですけれども、在校園時間60時間以上の教諭等が60時間未満の教諭等よりも最も多く業務時間をかけている業務。そして、その時間、さらに時間の差をまとめたものでございます。顕著なものとして、一番下の中学校では、部活動・クラブ活動となっておりますが、中学校では、部活動により、約10時間の差が出るという結果となっております。労務管理上、こちらは大きな問題ですけれども、部活動に多くの時間をかけている教員全てが、時間をかけていることをもって負担と感じているとは限りません。逆に、部活動に対して負担を感じる要因の一つについて、部活動を指導するに当たって、指導可能な知識や技術を身に付けているかどうかとありますが、それがその下の円グラフでございます。すると、全く備えていない、あまり備えていないを合わせると、32.4%となり、約3人に1人は、指導技術が十分ではないということとなり、そのような教員にとっては、部活動の指導は負担に感じているのではないかと推測されます。

また、部活動の指導で、多忙と感じている原因は何かという選択肢の調査結果が下から2番目の項目となりますが、土日対応があることというのが一番で、47.7%でございました。

また、一番下、ちょっと部活動から離れますが、教員の業務全般の中で、教職員の多忙や負担の軽減について、効果があると思うことという選択式の調査では、会議や研修の見直しが一番となって、68.8%という結果でございました。

それでは、こちら、ぺらの紙の表面にお戻りください。まず、項番1、プラン策定の目的ですけれども、単に時間短縮することを目的とするのではなく、そもそも何のために業

務時間の適正化を図るのかについて策定委員会で検討した結果、かぎ括弧になっていますが、「持続的な教育活動の質の維持向上」。こちらを全面に打ち出すこととなり、その手段として、「長時間業務の実態を改善する」といたしました。なお、目的の終盤ですが、教育委員会及び管理職が、法に基づいた教員の衛生管理に取り組むという記載がございますが、印刷した後ですけれども、この目的の文の中でかなり個別具体的な内容になるということから、現在は削除することを考えておりまして、したがって、「長時間業務の実態を改善することを目的とする。」で文末にする予定でございます。

次に、項番2、当面の目標についてですが、東京都教育委員会の学校における働き方改革推進プラン同様、また、先程ご説明しました、60時間という時間をとりあげ、週当たりの在校園時間が60時間を超える教員をゼロにするといったしました。ただし、ここにつきましては補足の説明がありますので、本編の5ページをご覧ください。5ページの上のほうに、若干網掛けになっているところがありますが、これは今申し上げた目標の箇所でございます。

策定委員会では、時期により、業務時間の増減があることから、1週間の目標だけではなく、1週間よりも長い期間の目安も示したほうが教員にとっては振り返りをしやすくなるとの意見が出たため、ご覧のように、例えば、1か月なら、2か月なら、さらに、右側のページの下に行きまして、学期ごとなら、という目安を示したところでございます。

それでは、またぺらの資料4に戻りまして、項番3、働き方改革の取り組み内容・具体的な方向性についてですが、大きく分けて、(1)管理職を含めた意識改革、(2)業務の軽減及び高率化、(3)人員体制の整備、(4)国・都への要望、(5)学校の働き方改革について学校関係者からの意見聴取、プランの保護者及び区民への啓発、の5つに分け、現状と方向性についてまとめました。

また、5つの分類それぞれについては、資料に記載のような小分類に分け、まとめてあります。また、項番4のその他の方向性として、4点について、同じく現状と方向性についてまとめました。

それでは、項番3と4のそれぞれにつきまして、方向性について、簡単にご説明申し上げます。まず、項番3の(1)管理職を含めた教員の意識改革につきましては、管理職自身が業務に時間をかけること自体をよしとするのではなく、限られた時間の中で、最大限の効果を発揮することを積極的に評価していくような価値観を持つことや人事考課制度の面接において、教員個々の資質や能力に応じて助言を与えたり、相談に乗ること、そして、教員自身が終業時刻を意識して業務にあたり、会議の終了時刻を守ることなどについてまとめさせていただきました。

続いて、項番3の(2)、業務の軽減及び高率化以降につきましては、本編の46ページの表をもとにご説明申し上げますので、恐れ入りますが、中程となりますが、46ページの表をお開けください。表の上、の業務の軽減、効率化に向けた教育委員会の取り組みから順に申し上げます。調査の精選につきましては、国・都・区で重複する同様の調査を実施

しないことや、区の段階で回答できるものについては、学校園に調査依頼をしないことなど、既に取り組んでいるところでございます。

教員の出張回数の削減につきましては、今年度も取り組んでいることですが、1回の研修会で、複数の内容を盛り込んだりすることで、回数の縮減を図っております。また、1園当たりの教員数が4人程度という、少ない幼稚園教員を研修対象とするかどうかにつきましては、来年度に向けて検討してまいります。

報告書の簡素化につきましては、なるべく記述式から選択式にしたり、教育委員会事務局が学校園を訪問して調べられる内容については、できるだけ学校に負担をかけないようにするために事務局が動いていくようにします。

校務支援システムの活用につきましては、現在、入れ替えの検討中ですので、現場の要望をできるだけ取り入れたシステムに入れ替えてまいります。学校徴収金の公会計化につきましては、メリットはあるものの、導入するにあたっては、多くの課題があることから、導入後の成果と課題を広い視点で検証しつつ、導入の可能性も含めて研究していくことといたします。

学校閉庁日につきましては、本区では、現在も夏季集中節電期間として、週休日を含む5日間、教員が出勤しない日を設定しているところですが、名称を学校閉鎖期間と改めて、継続して実施していきます。

児童生徒ごとに作成される計画書の統一化につきましては、例えば教育的支援を要したり、日本語指導を要したりするなど、さまざまな課題のある子供の指導計画書を作成するに当たって、共通事項を精査した上で、いずれの学校園でも同じ書式で作成できるよう、検討してまいります。

区役所各課への啓発と協力依頼につきましては、既に各課に学校園の依頼事項について調査をしたところでございます。各課においても区政運営のために行っている事業ですので、可能ならばということになりますが、例えば、子供や保護者に対する作文などの作品提出やアンケート回答などは、直接所管課に提出できるようにしたり、学校が受け取ったものをそのまま所管課に送付したりするようにできないか、検討依頼をする予定です。

また、各課からチラシなどの配付物が各校園に送付されていますが、送付する際に、学級ごとの在籍数に仕分けして送付していただくよう、協力を求めようと思います。

続いて、 の業務の軽減・効率化に向けた学校園における取り組みの業務の効率化・適正化、続いて、特定の業務に特化した業務の効率化及び業務量の軽減につきましては、既に各校園においてさまざまな工夫を行っておりますので、事例や成果については、各校園で共有していただこうと考えております。

続いて、 人員体制の整備ですが、まず、表の中の項目につけている、ア、イ、ウの表記なのですが、イが縦に2回続いてありますが、これは誤りでございますので、順に行きますと、アからカまでと訂正をさせていただきます。

それでは、部活動の外部指導員についてです。部活動の外部指導員は、地域人材、大学

生や非常勤講師などで、放課後に子供たちの部活動の技術指導に当たる人材です。中学校長会が、中学校の働き方改革に一番影響を与えるとの認識を示していることから、各校への配当の仕方や、余っている学校から足りない学校へ、必要な時間・日数分を移行するなどの工夫をするとともに、充実に向けて検討していくことといたしました。

非常勤職員としての部活動指導員は、いわゆる顧問として活用できる非常勤職員ですが、募集した際に、どのような人材が応募してくるのか不確定で、不安な要素があることから、都や他区の状況を見ながら、今後慎重に検討することといたします。

学力向上推進ティーチャーは、区独自の時間講師ですが、現在実施している事業視察だけではなく、学力向上推進ティーチャーが処理している事務業務などの実態についても把握した上で、配置時数増などについては検討していくことといたしました。

大学生が先生は、主に教員を目指す大学生や大学院生が学校において学習アシスタントとして授業を支援する、そのような事業ですが、学力向上を図る目的以外に、教員の業務軽減にも効果があるということが確認されております。ただし、執行が100%ではないということもありますので、部活動の外部指導員同様、余っている学校と足りない学校間の調整を図る工夫をするとともに、名称を変更するなどして、業務範囲を拡大し、教員の業務量軽減のためにも活用できるようにしてまいります。さらに、現在は、学力向上の事業ですので、小中学校が対象となっておりますが、幼稚園への配置につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

幼稚園への事務職員の配置についてですが、現在、幼稚園には、事務職員が配置されていなく、幼稚園からのニーズは高いものの、関係課との調整が必要なことから、来年度から検討をはじめてまいりたいと思います。

スクールロイヤーは、いじめや保護者とのトラブル、体罰、教員同士のトラブルなど、学校園で起こる問題の法的解決を目指して派遣される弁護士のことですが、区立保育園も含めて、配置されることによる効果が十分に考えられるところです。ただし、区に顧問弁護士がいることや、導入するにあたっての課題があることから、導入後の成果と課題を幅広い視点で検証しつつ、導入することも含めて研究していくことといたしました。

続いて、その他の取組のうち、出退勤管理システムとは、いわゆるタイムカードのようなものですが、今後教員の長時間労働がどれだけ改善されたかを評価・改善していくためには、教員に負担をかけずに、在校園時間がどのように変容したかを検証していく必要があること、また、過労死ラインを超えて業務をしていた教員がいた場合に、その教員に対し、医師による面接指導を受けるよう働きかける必要もあることから、来年度以降、早い時期に導入できるようにしてまいりたいと思います。

また、ストレスチェックについては、労働安全衛生法において、努力義務となっておりますので、出退勤管理システム同様、来年度以降、早い時期に導入できるようにしてまいりたいと思います。

それでは再び、冊子から資料4の用紙に戻りまして、今の表に掲載されておりませんで

した事業について、ご説明いたします。項番3の(3)の スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー、 飛んで 理科支援員の配置につきましては、現在も教員の業務軽減に効果があることから、経過を観察してまいります。 の特別支援教育支援員につきましては、教員の業務量軽減に効果があることは十分に承知しておりますが、さらに、応募者数を増やすための処遇改善を図るとともに、校外学習への帯同の制度について、研究してまいります。 の日本語指導につきましても、効果が認められております。ただし、今までよりも、保護者との通訳派遣の充実ができるよう、検討してまいります。また、スクール・サポート・スタッフにつきましては、現在導入されている学校の効果を検証しながら、都の補助事業が拡大すれば、本区としても活用を拡大するとともに、都の補助事業が廃止になった場合も視野に入れ、今後の事業化については検討してまいります。

続きまして、(4)の国・都への要望についてですが、教職員定数の改善については、これまでも区として要望してきたところですが、引き続き行ってまいります。

(5)の学校の働き方改革について、学校関係者から意見を聴取し、プランを保護者及び区民に啓発していくことにつきましては、資料編にございましたとおり、教員へのアンケートや、校園長と教員の面接における教員からの意見、そして、学校運営連絡協議会における、地域、保護者からの意見を参考にしております。今後、プラン策定後は、リーフレットを保護者に配付するなどして、啓発に努めてまいります。

続いて、項番4の(3)中学校の部活動についてですが、こちら、また申し訳ございません。本編の42ページをご覧ください。41ページから中学校の部活動が始まっているのですが、42ページのところに、資格がありますが、スポーツ庁、それから東京都教育委員会とともに、この四角の中のように、休養日は、週当たり2日、内訳として、平日が1日で、週休日を1日としております。また、活動時間については、平日は2時間程度、週休日や長期休業日は3時間程度としております。ただし、この四角の中の下の方に文章が書いてありますが、下から2行目、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられるとなっております。

部活動については、その活動により、通常の教育活動に教育的な効果を上げている教員がいることから、そのような、たくさんやりたいという教員のモチベーションを下げないようにする配慮と、一方で、先程も申し上げましたが、半数程いる土日対応を多忙と感じている教員や、3人に1人の割合で存在する指導可能な技術を備えていない教員への配慮の両面から策定委員会で検討いたしました。その結果、スポーツ庁や東京都教育委員会が同じ目標を定めている以上、やはり、同様の目標を定めながらも、例えば大会前や、大会期間中などの練習集中期間を設けることが可能になるような、週当たりの在校園時間と同様に月あたりであるとか、2か月あたりとか、学期あたり、あるいは年間を通してなどの目安を示すなどして、本区の部活動ガイドラインにつきましては、別途作成してまいりたいと思います。また、先程触れました、現行の部活動の外部指導員、こちらを活用することにより、技術面でのサポートの充実に努めてまいりたいと思います。

再び、べらの資料の4のほうに戻りまして、項番4の(4)夜間における学校園への電話連絡に関しましては、委員からは、例えば、留守番電話の設置とか、何時以降はかけないでくださいなどの方向性は、台東区においては時期尚早であるとの意見により、夜間に学校に電話連絡する場合は、今連絡すべきかどうかについて考慮していただきたいというようなことについて、リーフレットなどにより啓発するとともに、学校園側も、夜間の家庭への電話連絡は極力避けるとともに、保護者からの問い合わせが予想される事項については、事前にホームページや学校だよりなどに掲載していくことといたしました。

最後に項番5の推進体制の(2)学校園の業務改善に向けた不断の取組についてですが、本プランをゴールとすることなく、できることは直ちに取組んでいくこと、今後中教審による報告や文部科学省の取り組み及び法制度改正に応じて、本プラン自体の改訂も視野に入れておくことといたしました。

今後についてですが、校園長に中間まとめ案を配付し、もう一回策定委員会を開催した後、12月の議会、区民文教委員会におきまして、中間まとめとしてではなく、いわゆる台東区立学校における働き方改革プランとして報告する予定でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 まずですね、データの比較なのですが、東京都教育委員会は、6月の下旬から7月の中旬にかけて行われたということなのですが、この時期の調査というのは、台東区では行われなかったのですか。

指導課長 抽出で、1校が選ばれたというのは、情報として入っております。

樋口委員 データを比較する時には、まず、いわゆるサンプリングの特性として、同じものをやらないと、データだけを比較すると、大変な誤解を生む。

ここには注釈がありますが、あるところでは、大幅に東京都に対して台東区のこの時間等々について少ないというのは、これはそのまま出すと台東区はいいんじゃないと。問題ないじゃないとやられるのは、多分現場の先生方にとって、大きなショックを受ける可能性があります。

そこで、大変残念なのは、せっかくのデータがあるにもかかわらず、台東区のこの実情と、東京都の実情のいわゆる調査が全くかけ離れているので、東京都の他の学校でこういうことをやっているという参考は、やはり事例で、こういう努力をすればとか、こういうことをやれば、我々は過酷な時間が改善できるとかいう、現況が、ないしは、学習が何もできない。データが違うので。それがまず一つ大変残念であると、そこで。

あと、個別にいろいろあるのですが、重要なのは、真っ先に目につくのは、校長、副校長のこの土日の勤務ですけれど、これは東京都とは大幅な乖離がございまして、これに対してこの後の改善事項として、管理者の意識というのですが、この地域は私もよく目にしますが、土曜日曜、あるいはそれぞれの組織に対する、情報交換の意味でご参加をするような状況。そこに多大な時間が割かれている上で、東京都の何とか大会という、校長・

副校長が行かなければいけないという。ここで非常に地域の特殊性の中において、彼らにとっては多大な勤務だろうと思うのですが、通常のところでは、もう時間外だからということなのですけど、ここの辺の負荷は、このデータを見てすぐわかるんですね。これに対して、まず今後どうするかというのは、やはり考えることが必要だろうと思うのですが、3つ、今後考える、まず1つ目、外国人の子供が台東区に入って来た場合の日本語指導なのですが、今日の朝日新聞で宇都宮大学の博士課程の学生が言っているのですが、彼は南米から来て、いわゆる公立の中学を出たと。問題は、学校の先生は、漢字が書ければいいのだと。要するに、意味もわからなくてもいいからとにかくこのように書きなさいと言って、次のステップに行かせたと。要は何かというと、学習の中身がわからないのだけど、みんなと一緒にのところにやっていけばそれでいいのですよと言ったので、結局高校に行けなかったと。要するに、受験のときにもうわかっていないので。なので、もう少し学習の中身まで教えてほしかったと。日本語指導においても。こういうことを言っていて、今後、いつも起こる話ですが、帰国等々含めて学習については、やはりちょっと、学習の中身もチェックしてあげないと、せっかくある一定の有能な人材を、ただ日本語ができないからといって、ドロップアウトするということがありはしないか。せっかく日本語を教えるわけですから、ここにもう少し学習内容まで踏み込んで教えるように、これは個別対応なので、なかなか大変かなと思いますが、実際に公教育を受けた、私の弟子もそうなんですけど、受けた生徒ないしは経験者から言いますと、やはり学校の先生に、もう少しどうということなのかというのを教えてもらいたかったというのは、今日の新聞にも出ていますので、ちょっとこれ、台東区、今後日本語指導の件については、ぜひ子供がやはり小学校3年、4年、5年の学習内容までわかるようなところでサポートをお願いしたいなど。方向性の一つとして。

あと、2つ目、先程のスクールロイヤーの件ですけども、ここで教員が困っているのは、やはりいじめも含めて判断が難しいのだけど、台東区のロイヤーには、週1回しか相談できないという。なかなか相談しにくくて、結局保護者と大きなトラブルがあると。こういう話をしているわけで、これはもう教員がとにかく、法律面は無理なので、やはりもっと頻繁に相談をしていただいて、教員の判断が、教員の判断ではなくて、これは法律上こうなんですよということ言えば、教員は簡単にこう言えるわけですが、あなたがそう思っているだけでという話になると、あと、逆に今度は、校長まで含めて、今保険をかけているという話が、逆に訴えられる可能性があるわけですね。その時に後ろ盾がない場合には、非常に教員が不安になって、これはもう、教員本来の業務ではないので、法律なのだからね。だから、ここはぜひとも、教員の負担軽減の大幅なポイントであるので、ぜひこの法律面での問題については、私は、もっと積極的に区のしかるべきところに相談してこういうような法律のがあったならば、いつでもサポートを受けるようにしていただいたほうがよろしいのではないかと、こう考えます。

3つ目の幼稚園の事務員の配置の件ですけど、これ、例えば、3園まとめてお一人と

か、こうやってこう配置しないんじゃないじゃなくて、やはり会計処理とか何かというのは、得手のないよという話と、先生がやるのは大変ですよという、1園たりともというのがあるって、やっぱりこれも幼稚園の先生に大きな負担をかけるなら、まとめて、臨時があるかないか、非常勤があるかどうかわかりませんが、やはりちょっと配置してあげたほうがいいかなとは思いますが、ここの辺も、一つ大きな、ここに書いてあります、不慣れな経理業務を処理するために。これはやっぱり専門家に任せてあげたほうがよろしいかなという。

あと、ありますが、ほかの方がおありでしょうから、ちょっと譲ります。

指導課長 ありがとうございます。日本語指導につきましては、実際に教室の中に入って、その授業の中身についても一応通訳しながら指導しているところがあります。また、高学年になればなるほど、学習言語が増えてきますので、配置時間数など、そういうところも慎重に判断しながら、追加時数とかはやっているところがございます。ただ、勉強が遅れないようにということは、十分に配慮していただいています。

スクールロイヤー、それから幼稚園の事務職員につきましては、委員ご指摘のとおり策定委員からも出てきているところです。やはり幼稚園の事務につきましては、例えば一人で月曜日がどこ、火曜日がどこというような、もし現実的にやるとすれば、そのような形になるだろうなというふうには考えていますので、そういう形で検討を進めていきたいと思えます。

樋口委員 この間、私、その通訳しているところを見たのですが、教室の隣で、ただ先生が言っていることを言っているだけなんです。で、生徒は「ん」って聞いているだけで、「うん」と言って終わりなのです。ペンもほとんど動かさないで。ですので、ちょっとこれはもしかしたら区の負担になると思うのですが、補助の参考書ないし、練習書を与えて、それができたら原語でやったほうがいいと思うのですが、要するに算数の話を日本語で聞いて解くのと自分の母語で解くのと違うと思うので。だから、母語でやって数字を見ていけば、なるほど日本語ではこういうのだという話でして、ちょっとその補助教材の提供がちょっと足りないかなと、この間感じたわけで。その辺を結局もう少し、現場でこの子供に日本語が通じたら、「わかった」で多分終わっているようなところがこの間、見受けられたので、もっと過程で、なるほどこの勉強はこれをやれば中身がわかると。今の私が紹介した私の学生も含めて、そこなんですよね。何やってるかがわからない。日本語で聞いて、教室ではサポートを受けたのだけれど、資金的に余裕のある方は、そういう補助学校に行って勉強したと。それで、まさに入って来たという話ですから、その差がやはり大きな問題で。だからもうだめならいいやという話ですけど、結局母国にも帰れなくなるわけですね。その学習のレベルが行ってないと。中国に帰ろうと思ったら、向こうのレベルはもう全然違うよという話ですから、その辺になると、これはもう本当に大変な、言っただけですけど、溝に落としてしまう可能性があるんで、ここはぜひ、ちょっと経費がかかるかもしれませんが、補助教材を使って、いわゆる勉強の内容、日本語プラス日本語の内容について補助していかないと、せっかく日本語を指導しても、大きな効果

は得られないのは、我々としてはもったいないと思いますので、その辺少し考慮していただければと思います。

すみません、以上です。

末廣委員 調査の時期が違うという問題があって、その点は非常に残念ですが、全体的には、現状の把握と、その方向性、これをしっかりと指摘しているということで、非常に有意義な中間のまとめになっていると思います。

時間の問題ですが、この52ページから56ページまでですね。その東京都との関係で、時期が違うというのを前提でありますけれども。これを見ますと、52ページあたりを見ますと、やはり台東区の先生方が非常に大変な、あるいは校長・副校長先生が、東京都と比べると非常に時間数が多いと。あとは、教諭なんかは割と少ないのですが、やはり時期の問題がありますから、この数字がそのまま検討できるかどうか、ちょっとわからないところがあるのですが、この数字に関しては、特に平日と土日と、あと一週間ですね。なので教諭ですと割と東京都よりもずっと少ないということですが、これはやはり時期の違いから起きるものでしょうか。その判断というのですかね、どういうふうに判断しているのか。

あと、続けていると申し上げますので。それから、これからの方向性ということで、いろいろと現状をどうやって変えていくかという、そういう考察がなされていますけれども、実際にそのアンケート、75ページですね。75、76、77、幼小中ですね。これは、それぞれ現場の先生方の理解がよく載っているということで非常に参考になるのですが、これに基づいて、これだけではないのしょうけれども、方向性がいろいろと決定されているというのは、非常にわかります。

基本的には、幼少中で、それぞれ特徴があると思うのですが、全体的には、教員のニーズが大変にハイということですね。これはもうどちらもそうなのですが、あとは、例えば最後のほうに出ましたけれど幼稚園の場合には、研修とか出張が非常に多いということで、少ない先生でそれをどう対応していくか。そういう研修も少し整理していくという方向性も少しお聞きしましたけれど、やはりこれだけの限られた教員の中で、小中と一緒に、一緒のような研修をやっていくというのは、非常にやはり大変ではないかなと。研修は非常に必要なのですが、カットできるところはカットしてほしいというような意見がありますね。そういうところは少し検討したほうがいいのではないかと思います。

それから先程のいわゆる事務の部分ですね。そこはやはり、前向きに検討していくべきだと思います。

それから、小学校の場合も非常に人間的な支援が欲しいという、教員の増員ですね。これが非常に強い。先程の、保護者が外国人の場合には子供をどうするか。通訳が欲しいとか、そういう具体的なことがいろいろと出ていますけれども、そういうのも含めていろいろと検討する必要があると思います。

それから中学校の場合には、やはり人材が不足しているという、その点を見ていますけれども、それのところに、やはり持ち時間の問題。これはもう昔からあると思うのですけ

れども、持ち時間が高校に比べると多いと。確かに、週20コマ、基本的には20コマということですか。中学校の教員は。それで、そのほかの時間を入れると、もうほとんど休みの時間がないぐらい、持っているということで、これは前から、この問題、持ち時間の問題というのは結構あると思いますけれども、それが今どういう方向性で検討していくのか、そういうような。

あとは部活とかも、中学の場合、特にありますけど、その辺もいろいろと検討してということで、各幼稚園、小学校、中学校、それぞれの問題意識がずいぶん違うところもあるのではないかと。そういうそれぞれに応じた担当や方向性を検討して、これからもやっていただければと思います。

今感じていることはそういうことです。

指導課長 まず、調査の時期によって異なるかということですが、職層によって、若干違うとは思いますが、大きく差が出てくるのは、教諭は、時期的なもので成績処理期間であるとか、あるいは運動会の直前の練習の時期であるとか、そういうときは、やはり教員はかなりの業務時間になっていくと思います。副校長についても時期的なものがあるのですが、例えば4月の最初は大きな調査が2つか3つくらい来ますので。国から来るものがあります。毎年来るものがあるので、どうしてもその時期はかなり厳しくなります。

それから、この調査を行った1月辺りは、来年度に向けた教員の組織表というような、いわゆる何人必要で何人採るかというような表を作ったりするという、そういうようなものが、入ってまいります。

校長につきましては、これは樋口委員からもあったのですが、一週間当たり、東京都よりも多くなっているのは、これは地域性の問題ではないかなというふうに思いまして、これはやはりお祭りの時期であるとかというときはもちろん多くなりますが、日々、地域の方との会合なども重要ですので、校長は時期によっての大きな差というのはあまりないのではないのかなというふうに推測いたします。

それから、幼小中ということで、いろいろとご指摘いただきましたが、幼稚園の研修、事務職員などについては、こちらでも取り組んでいきたいと思います。

中学校の持ちコマ数の問題なのですが、中学校では、保健体育とか美術とか、いわゆる技能教科と言われる教員は、確か上限が22、この中には理科も、実験もあるので、22となっております。

それ以外の教科、国語、数学とかは24となっているのですが、これは、それ以上持つてはいけないということではなく、その時数、コマ数を基準に、じゃあ、中学校は国語の時間数が7時間分足りないから、7時間分を非常勤講師でとっていいですよという。その算出をするためのコマ数となっております。

つきましては、中学校からその上限のコマ数を減らしてほしいという要望が出るのは、それが低くなることによって、非常勤講師が多くとれてくるということですので、こちらについては、23区の室課長会合同で意見を一致させて、東京都教育委員会のほうにも要望

として上げておるところでございます。

末廣委員　すると、23区は全部、大体同じコマ数で行くということですね。

指導課長　23区以外、都内、は全部同じでございます。

樋口委員　ちょっと確認ですけど、このデータですけど、月曜日から土曜日ではなくて、日曜日から土曜日までの一週間を捉えた、そのときに、その1週間の24時間掛ける1週間に對して、このいわゆる計画策定について、何時間使いましたかという調査なんですか。

指導課長　1日の24時間の中で、何時から何時まで、何の業務をしたというのを手書きでしてもらって、全教員から……

樋口委員　それを足したということですね。

末廣委員　55ページのところで、成績処理が東京都と台東区のそれが違うのか、これはたまたまその台東区がこの時期ではなかったということですか。

指導課長　1月末から2月の下旬ということなので、まだ、成績をつける、例えば5、4、3、2、1をつけるだとかという時期ではなく、これよりも2月の下旬になってきますと、いよいよその作業が入ってくる時期だったかなというふうに思います。

末廣委員　そういう同じような時期であれば、それ程の違いはないだろうという推測は立ちますか。

指導課長　あくまでも樋口委員の厳しいご意見がありますが、推測ではございますけれども同じくらいになる可能性はある。ただ、もう一つが、本区の教員が校務支援システムを有効に活用していることもあるかもしれないとも思われます。

樋口委員　でも、これ作業が同じではないから、比較できないですよ。重要な問題は、成績処理に對して、ほかの中学校、東京と全体ではどのくらいかけているか、台東区ではどれくらいかということをやらないと、ここは成績処理業務がない時期にやっているわけだから、そこはやっぱりちょっとしないと、多分データを見て私もチェックをしたんですけど、成績処理に時間をかけていないではないかという言い方をされると、これは先生にとって心外だと思えます。これを見れば同じような作業をしていながら、うちは非常に、今の、今後のいろいろなITを使って、時間、効率的にやっていますよということを言えるかということ、いやこれは対象期が違うからと言わなければいけないので、その発言のところは注意しないといけないですよ。教員が心外だと言い出す可能性がある。わざわざ低く見せようとしているのではないかという言い方は、あり得ますよ。これだね。

垣内委員　これを拝見しまして、非常に大事なトピックに對して、きちんと向き合って、調査自体も教員の方に負荷がかかっているかなとは思いますが、そういった調査もきちんとした上で、目的を決めている。そして、特にいいと思ったのは、当面の目的ということで、過労死ラインの60時間の教員の方をゼロにするというような、具体的な目標を掲げていることも非常に良かったかなと思えます。

また、働き方の改革の取組内容についても、教員の方の声をうまくすくい上げながら整理されていて、非常にわかりやすい。具体的だしわかりやすく指摘されているのかなと思

いました。

非常にいいと思ったのは、46ページに今後の取組スケジュールが書いてありまして、何をどういう形でやっていくのか。それぞれの問題点に即しながら書かれているというのがとてもいいなと思いました。

ただ一方で、幾つか私も思うところがありまして、まず一つは、業務の内容が多様で、かつ拡大していると。要するにやることは非常に増えてきていると。しかも、そこに要求されるレベルとかスキルとかも、教員が必ずしもお持ちでないものも要求されるようになってきた、この社会的なニーズの中で、じゃあ、こなすスタッフはというと、教員の数は限られていて、さまざまなスクールサポーターの方々もいらっしゃるのですけれども、予算の制約もあり、また、非常勤の方をどう、部活の指導員に使うというところに細々と書かれていましたけれども、なかなかそういうこともスムーズに、現実はいかないというような実態も明らかになっている中で、どういうふうに最適化を目指していくかというところが非常に重要だろうと思うのですけど。

やっぱり、まず最初、一番最初にできるのは、報告書とか事務作業の効率化というのは、相手方もいりませんし、要するに教育委員会ができることって非常に大きいと思うのです。ここを一番最初にもう、とにかく手をつけるということがあるかなと。現実問題としてあるかと思うのですけれども、このスケジュールの中で、小中といろいろ状況が違うようなのですけれども、一番最初に手をつけて、とりあえず突破口としてやらなければいけない課題と、それから取り組みについて、もう少し詳しくわかるといいなというふうに思いました。

例えばその事務の簡素化とか効率化というのは、何か計画書のフォーマットも統一されていなかったとか、それも事務処理をするときにも場合によっては手書きというんですか。今どきそういうやり方だと、手書きのものを集計するってなかなか難しいところもあるし、分析することもできないですし、そういうそのちょっとしたフォーマットを統一するという、統一してIT化するというようなことで、一気に効率化できる、非常にそのコストパフォーマンスのいい部分もあるのではないかと考えています。全てを一つずつやっていくって、なかなか難しいし、教育委員会の体制も制約がありますから、ここから、現実問題として、何を最初にやって効果を上げ、さらにそこで生まれた余剰で次の課題に手をつけるというような、戦略的なプランニングを、この46ページのスケジュールにのっとなって落とし込んだほうが、現実的で実際にやりやすいのかなと、ちょっと思いました。

二つ目は、学校の先生は、ちょっと私もこれを読んで驚いたのは、長く学校にいるのがいいという意識がまだあるという。私が役所に入った何十年前にはそういう意識、確かにあったと思うのですけれども、今どき、企業だったら、早く帰れない人は能力がない人と思われるくらいの時期に、やっぱりまだそういう意識があるのかということをやっと驚きまして、この意識はまさに変えていただかなければいけないのですけれども、一方で、教育、文化もそうですけど、よりよいもの、クオリティを上げようと思うと、どうしても、

しっかり働きたい、よりきちっと完成したものを求めるという、そのモチベーションって非常に重要になってくるので、このモチベーションを失わないような、このモチベーションに対してディスインセンティブにならないように、改革を進めていただきたいなと思っております。

この報告書の中にもそういうことが随所に書かれているので安心なんですけれど、実際、具体的に物事が進んで行ったときに、先生方の意欲を、教育にかける意欲を損なわないようにしていただきたいなというふうに強く思っています。

あと、3点目は、どうしても言わなければいけないのは、この調査の比較ですね。こういう定量調査の比較って、やっぱり非常に難しくて、また、誤解を招きやすい。数字なので誤解を招きやすい。つまり、東京都の場合は成績評価もする時期、2学期でしたか、夏の終わりのころの1学期の成績をつける時期と、1月から2月にかけてのデータを比較するというのは、まずそもそも、誤解を生むので、どんなに最初に時期が違うので多分こうだろうというような注釈を書いたとしても、後で数字は一人歩きするので、比較する必要は必ずしもないのではないかなというのがあります。

比較するとしたら、望ましい働き方との比較でしょうけれども、それもちょっと考えにくいでしょうから、必ずしも比較しなくていいのではないかなというふうにも思いました。

ただ、こういうデータがきちんとあると、後でいろいろな施策をしやすいということなので、このデータ自体は否定しないのですけれど、比較のやり方ですね。ここまで細かく比較をしてしまう必要があるのかどうか。

通常、ギリでやるのは、補正をかけるというやり方があります。多分、1月のこの時期に比べて、1学期の終わりぐらいだったら、こういう業務が、このくらい付加されるだろうというようなサンプリング調査をして、それを、東京都のサンプルの中に台東区も入ってましたよね、1校。そこの比較で補正をかけるというやり方もあるのですけれど、それもまた、こういう行政報告書につけるにはあまりにもややこしいので手持ちとしてそれをやって、大体同じくらいだねという感覚をお持ちになるのはいいかもしれないかなというふうに思いました。別に報告書に入れろとか、そういうことではなくて。

だから、ちょっとこの、比較をしてしまうのは、かなり誤解を招くのではないかなというふうに思いましたので、このやり方については、少し検討されたほうがいいかと思います。

以上です。

樋口委員 ちょっとその部分で。まさにそのとおりで、やるのなら日曜日と、先程私も伺いました、日曜日から土曜日が24時間掛ける7ですよ。その、いわゆる教員の持ち分はそれしかないわけだから、分母中にどれだけ何をしたということをやって、どこに大きな負荷があるかということ、やるなら分母に対して、何%この業務をやりましたという、それで、自分の準備時間、自分が睡眠する時間というなら、これはある定度客観性がありますけれども、今言われたところは、まさに私が冒頭に言った話で、含んでいる話で、

やっぱりちょっと東京都と比較しないほうがいいと思います。

これは、今手元にお持ちなのはいいけれど、外に出すとやっぱり数字だけで、この注釈を見ない方は、明らかに成績の処理とかで、副校長の経営参画に関してゼロというのが出ていますので、この例は一番まずいですよ。副校長は経営参画、何もしていないのか、東京都は13分入ってるのにとこの見方が出てしまうので、ちょっとまずいかなと。そういう数字の問題がある以上ね。それで教員はとやられたら大変なことになるので、ちょっと注意してあげて、注意というか、考え直したほうがいいと思います。

指導課長 多くの委員の皆様からご意見をいただきましたので、この東京都と比較をする、そもそも必要があるのかどうかということも含めて掲載の仕方については検討させていただきます。

それから、垣内委員のほうからありました、46ページの一覧の表でございますけれども、どういう順序で力を入れてというか、時期的な手順でということですが、先程もちろっと申し上げたのですが、例えば調査の精選であるとか出張回数の削減とか、報告書の簡素化というのは、もう既に一部やっているということで、30年度に検討実施という表記になっておりますけれども、例えばグラフの始点を30年度からにするなどして、ここはもう始まっているなどというような形で、その辺の軽重ではないですけれども、表現を少し考えていきたいと思います。

高森委員 私から1つだけ、最後に聞きたいことがあるのですが、その前に、今、各委員の先生方から、このサンプリングの調査の仕方について、時期的な問題等ありましたが、先程ご説明の中に、東京都の調査で、区内から1校だけ、無作為でこの調査が行われたと、先程おっしゃいましたけれども、その学校の調査の結果というのは都からもらえるのでしょうか。

指導課長 残念ながらそれが、もらえるということはない状態です。

高森委員 では厳しいですね。ちょっと聞きたかったのですけれど。

垣内委員 学校にもないのですか。

指導課長 学校はわかっているのですけれども、学校はそれらを全て提出しているのですが、学校には物が無いということです。

高森委員 あと、1つだけ聞かせてください。80ページから82ページの下段の、教育行政が学校現場の状況を把握していない、この数値がかなりを占めているのですが、これに対して教育委員会はどのような見解をお持ちでしょうか。

指導課長 ここは注釈として入れさせていただいたのが、ページで言いますと、19、20のところでございます。つまり、区役所から学校の薬物乱用防止ポスターを変えてくださいとか、何々のアンケートに答えてくださいとか、このチラシを家庭に配付してくださいとか、あるいはこのポスターを掲示してくださいと、さまざまな依頼を行っているのですが、そういうことについて、注釈の47番に書いたのですが、教育行政が学校現場の状況を把握していないについては、さまざまな解釈があるが、教育行政が学校園へのさまざまな

依頼を調整をしていないという側面があることも考えられるというふうに記載いたしました。これは、指導課訪問に行って、一般の教員からもいろいろ話を聞いたときに、よく出てくるのは、指導課だけではなくて、教育委員会の各課から、それから教育委員会外からもどんどん集中して来るんですよということは、一般の教員からも聞いているので、恐らくそういうような声がここに反映されているのではないかなというふうに思っております。

高森委員 なるほど。何となく様子がわかりました。その辺は整理ができる事柄なのでしょうか。

指導課長 各課とも必要な事業としてやっておりまして、当然区として説明責任を果たすためというものもありますので、これをこちら側から一概に減らしてくださいとかいうことはできないのですが、ただ、学校の負担を軽減する方法は幾つもありますので。

例えばこちらでも書きましたけれど、アンケートは出てきたものだけでいいですからもう送ってくれば結構ですということであれば、学校は例えば保護者から出てきていないと、電話連絡することになってしまうのです。そうすると、アンケートなのだから、別に回答するかしないかはこちらの自由でしょということ突然言われることもあったりするので、例えば、来たものをそのまま送ればいいというのであれば、それだけでもかなり軽減されます。

また、作品などについても、例えば直接もう所管のところに応募するというふうにすれば、学校を通すこともないですし、仮に学校を通すとしたとしても、全員ではないということであれば、来た作品・作文などをそのまま送付すればいいということにもなりますので、軽減の仕方はさまざまありますし、最も多いのは、学校には、こういうふうに束になったチラシが来るんですね。1校の数。それを例えば、枚数を数えて、1年1組、1年2組にというこの仕分けがしてあるだけでも、学校はかなり業務が軽減されるということは、このことについては各課に対してできる範囲でということぜひご協力いただきたいということをお願いしていきたいと思います。

高森委員 まだ非常に前時代的なシステムでやっているということなのですが、私立学校なんか、結構、インターネットを通じて、メールでいろいろ連絡してとかありますが、もう一回確認したいのですけれども、19ページの下注に書いてあるように、教育行政、学校園へのさまざまな依頼を調整していないという側面があることも、「も」の1字が入っているんですけど、「も考えられる」ということは、「も」以外はあるのでしょうか。

指導課長 これは、一番、調査報告が多いというのはあると思います。

樋口委員 あと一点、具体的に言うと、例えば納税の作文とか、いわゆる部外の方々なんで教育委員会で受けるのかという言い方をされます。教員からしたら、作文を書くとか絵を描くというときに、この子は書くかもしれないというのはいいのだけれど、途中、どうしようという子供に、心がひかれて、やったほうがいいよというのは、また特別な指導になる。それを、学校現場に来なければ、もう、家庭と、その、納税のとか警察とか、募集元と、ということになる。でも、やはり警察署とか消防署も、社会の中で生きている

のだから子供に、とやりたいわけです。だから、そこをいわゆる学校現場のこの教育の流れで言っているのかという不満はよく聞きますけれどね。

だから、そこは特に教員が相当負担になる。出すか出さないかと。全員出しなさいと言ったときに、出さない連中をどう評価するかという。これは学校の成績と違うので大変苦労するという、この件で。

あと二つ言っているいいですか。

1つ、43ページのこのスポーツの話は、抜本的に考え直さないと。43ページの丸の上から3つ目なのですが、例えば仮にこの活動時間に、準備・後片付けを活動時間以外の指導時間として定めることも検討するというのは、ちょっとこれは数字のやりとりだけで、抜本的ではなくて、やはり、赤羽の例の味の素ナショナルトレーニングセンターに行って、そもそも、効率的に科学的にスポーツをするためにはどうしたらいいのかと、もう四六時中やっていけばいいというのとは違うでしょというのがあそこのあるからです、もっと化学的に指導を入れて、休養も必要だし、自分で工夫するのも必要だろうと思うんですね。それを昔みたいに、とにかく朝から晩まで卓球をやっていけば強くなるよというような、それは学校の先生がいてやれば家庭も先生に任せていけばいいという話とは少し違うのではないのというのが、今の科学論ですよ。

だから、スポーツ選手だって朝からやっているわけではなくて、ある時間はやって、ある時間は休養です。ただ、スポーツ選手だって朝からずっと缶詰でやっているケースもありますので、そこまで行くのか、それとも心身ともに安定させるためにこういうスポーツをやることも重要だし、自分で熱心に、いわゆる勝つために努力というのは重要なんだけど、それをどうやって学校教育の中でやるかというのはやはり考えないと、スポーツは強くするためにだったら、学校はいらんよという話で、あそこに行けばいいという話になると、いや、スポーツ強くというには、いわゆるほかも、3時間4時間の、某野球高校みたいに、朝から晩まで遠征をしてもいいのだけれど単位はそこで何とかなるというのとは、ちょっと我々公教育とは違うのではないかと思うので、そこは注意してください。

指導課長 スポーツに科学的トレーニングを入れていくというのは、もう最近はかなり出てきておりますので、委員ご指摘のとおりです。

ただ、この項目なのですけれども、実は特殊勤務手当が4時間以上の場合に支給されるという制度になっているという文章があるのですが、実は、土日に部活動の指導をしたとき、4時間以上の練習だと、1日あたり、3,000円くらいの手当が出るのですが、3時間という制度にしてしまうと、3時間やって、結局手当も貰えないということになってしまおうという、そういう趣旨から、3時間分は練習するけれども、準備とかで1時間かかったという形のことも検討するというような、そこはそのくらいの意図でございます。

樋口委員 なるほど、報酬のほうの件で。

指導課長 そうなんです。

ただ、東京都の人事部のほうでもこの4時間の特殊勤務手当というものと、都が出して

いる部活動ガイドラインの整合性が全くとれていない。週休日3時間と言いながらなぜ4時間なんだということで、これは人事部のほうで、どうも改正をする可能性もあるということがありますので、その点も視野に入れていきます。

樋口委員 その点につきまして、ある人から、今日、東京都はそう言いながら、平気で土曜日曜何とか大会をやるという、それで教員が付き添いで来いという。あれはどうなっているのだという話はしていますけれどね。

もう1点、さっきの学校、我々教育委員会の話なのですけれど、ある保護者から私に、ある会合ですけれど、給食の、特に中学校の給食ですけれど、試験があるときに給食を出す学校と出さない学校があって、それに対して給食料金がどうなってるのだという。あそこの中学は、学校で試験をやると、試験の後、給食を食べてくるのだけれど、うちは食べないで帰れと言って帰すと。その給食のバランスで、給食費がどうなってるのだということについて、教育委員会は知っているのかという言い方をされたから、いや悪いけど私は知らないけれど、ちょっと尋ねてみようという話ですけれど、ちょっといわば、バランスがあるようですね。中学校で。

指導課長 給食の実施の有無については、例えば3日間の定期考査があるときに、初日、2日はなしで、3日目は必ず給食は出していると思います。ただ、学校によっては、初日も2日目も試験をやった後に授業を1コマやって、さらに給食というふうに教育課程を編成しているところもあります。年間でトータル給食回数を何回にするかというようなもの等も、もしかしたら考えているかもしれないのですけれど、確かに差があるということは事実かというふうに思います。

学務課長 給食費、いただくほうの話になりますと、基本月額でいただいておりますので、今指導課長から説明があったとおり、回数に関しては学校のほうで判断しておりますが、食材の購入等に関しては、いただいている範囲の中でやりくりをさせていただいております。

樋口委員 回数が少ないと中身がいいという話ですかね。なるほど、そうですか。ではそう説明しておきます。

末廣委員 今の学校への出退勤の管理というかチェックはどういうふうに、具体的にやっているのですか。

指導課長 具体的には、出退勤は副校長の前の出勤簿に押印をすることですけれども、それでは時間がわからないということがありますので、幾つかの学校で、教員が週案簿に、今日は7時50分出勤した、今日は20時30分に退勤したというのを記録するということをしていますが、現に記録にとどまっておりまして、結局そこから何時間やっていたのかとか、1週間で何時間在校していたのかという、そこまでの算出はしてはいないところでございます。

末廣委員 そうですか。随分古い管理の仕方ですね。タイムカードは一切使っていないのですか。

指導課長 使っておりません。

末廣委員 信じられないね。

すると、時間を入れない先生も中にはいるのでしょうか。

指導課長 入れましようと言っている学校では恐らく入れていると思うのですが、一部の教員から聞くと、出勤時刻を結局いつだったかというのを忘れてしまって、多分何時くらいだったなどかって書いているので、ちょっといいかげんになってしまっているんですよという声は聞くところがあります。やはりそのときに書かないと忘れてしまいますので。

末廣委員 もちろん、そのときにね。

そういうのを聞くのは、さっきの過労死ではないですけどね、裁判沙汰になったときに、学校はどんな管理をしているのかと、そこをつかれてしまいますからね、やはりこれだけきちんと管理しているのだということを、早いところタイムカードを導入してやったほうがいいのではないかと思いますのでね。

矢下教育長 引き続き、ほかの方にもまだまだご意見をいただきながらやっていきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、指導課のイについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

矢下教育長 その他、何かございますか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後0時07分 閉会